

# ブラジル個人税務 について

2021年4月現在



Building a better  
working world

# 免責事項

- ▶ ウェブキャストにて掲載されている第三者の見解は必ずしもEYまたはメンバー会社の見解ではありません。この資料はあくまでも一般的な情報提供、教育目的で作成されており、会計、税務、法律的、その他専門部門のアドバイスとしての考慮はお控えください。具体的内容は専門家へご相談ください。EY及びメンバー会社も本資料に参照されている第三者のウェブサイトの内容、正確性、安全などは保証せず、一切責任を負うことが出来ませんのでご了承ください。

# 目次

- (1) ブラジル個人税務について
  - ブラジル所得税法 — 基本事項
  - 所得課税
  - 確定申告
  - 中央銀行資産報告書
  - 出国申告
  
- (2) ブラジルでの申告実務 注意事項
  - 国際送金
  - 社会保障
  - 各国情報交換
  
- (3) コロナウイルス感染症によるイミグレーション等

# ブラジル所得税法 — 基本事項

## ▶ 納税義務者

テンポラリービザ：



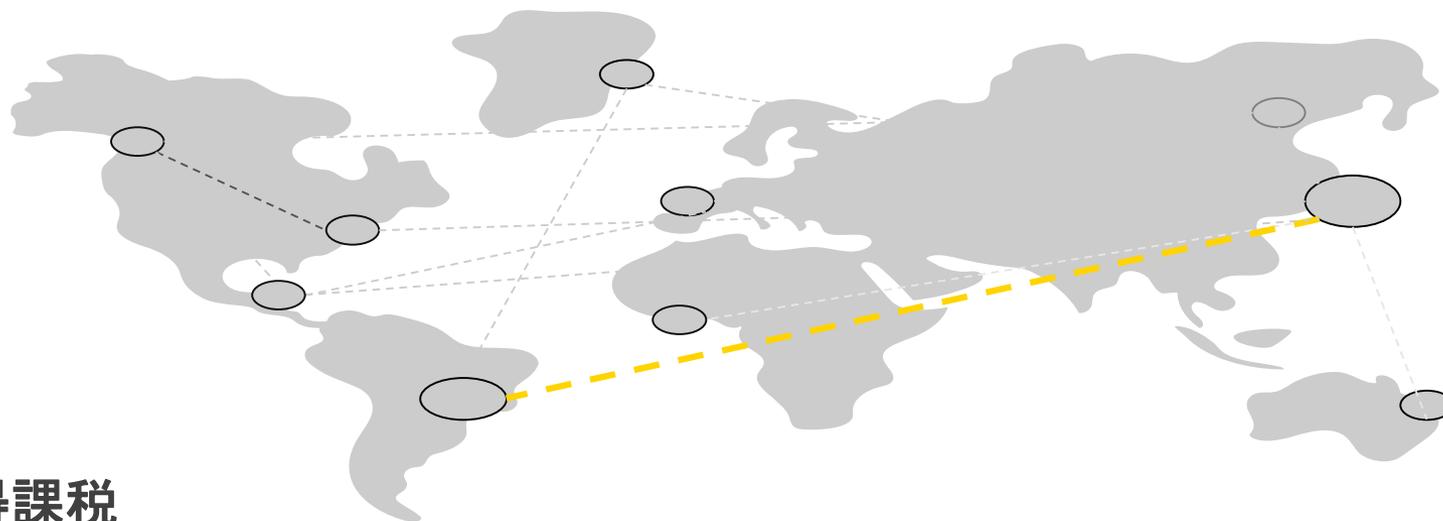
居住許可—役員用

居住許可—ブラジル会社と雇用契約を結んでいる従業員

居住許可—技術者、研修者、学生等（ブラジル会社と雇用契約無し）



# 所得課税 一月次所得税 (Carne-leão)



## ▶ 所得課税

- ▶ 範囲
- ▶ 対象日
- ▶ 納税期日
- ▶ 対象内容
- ▶ 二重課税を避けるための租税条約

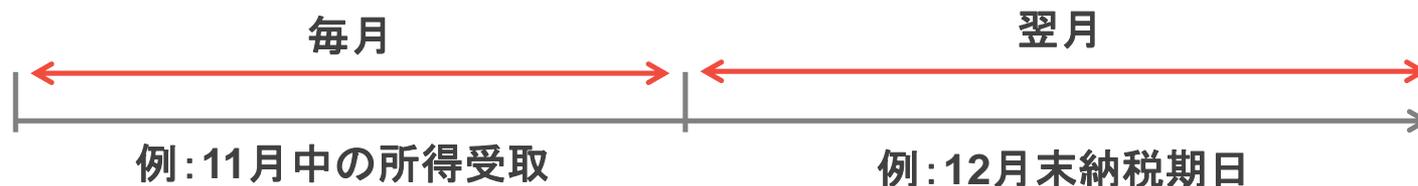
# 2021年度ブラジル所得税 課税標準

月・課税標準 (R\$)	税率 %	控除額 (R\$)
1,903.98以下	-	-
1,903.99以上 2,826.65以下	7.5	142.80
2,826.66以上 3,751.05以下	15.0	354.80
3,751.06以上 4,664.68以下	22.5	636.13
4,664.68以上	27.5	869.36

年・課税標準 (R\$)	税率 %	控除額 (R\$)
22,847.76以下	-	-
22,847.77以上 33,919.80以下	7.5	1,713.58
33,919.81以上 45,012.60以下	15.0	4,257.57
45,012.61以上 55,976.16以下	22.5	7,633.51
55,976.16以上	27.5	10,432.32

※2021年4月12日現在有効

# 月次所得税 (Carne-leão)



**納税期日翌月  
最終営業日**



日本支給給与・  
賞与



その他個人所得  
利子・配当等



月次所得税計算  
carne-leão、を  
行い、(DARF)  
納付書を発行



納付書 (DARF)  
を基にブラジル国  
内の金融機関で納  
付

# 給与以外の所得

## ❖ キャピタルゲイン：

資産売買、譲渡等で発生した利益は下記税率表に従い、課税されます。  
売買・譲渡した翌月末までに納税が必要です。

税率	課税標準 - キャピタルゲイン金額
15%	R\$ 5,000,000.00 まで
17,5%	R\$ 5,000,001.00 ~ R\$ 10,000,000.00 まで
20%	R\$ 10,000,001.00 ~ R\$ 30,000,000.00 まで
22,5%	R\$ 30,000,001.00 以上

# 確定申告 ー 基本事項



## 確定申告 対象期間

### 2021年度

1月	7月
2月	8月
3月	9月
4月	10月
5月	11月
6月	12月

確定申告期間

## 確定申告 期間

### 2022年度

1月	7月
2月	8月
3月	9月
4月	10月
5月	11月
6月	12月

対象期間：前年度1年間（1月1日～12月31日）

2021年赴任者は、ブラジル入国日（税務上居住者と看做された日）から年末迄が対象。

提出期限：通常4月末迄に提出（2020年、2021年COVID等により期日変更）

ブラジル国税庁のプログラムを通し提出。  
追徴税が発生した場合にも4月末まで納税義務あり。

# 確定申告内容

---

## ▶ 申告内容:

### ブラジル国内外の個人と扶養者の全世界所得・支払い・資産及び負債

- 所得
- 支払
- 資産
- 負債

# ブラジル確定申告での扶養家族

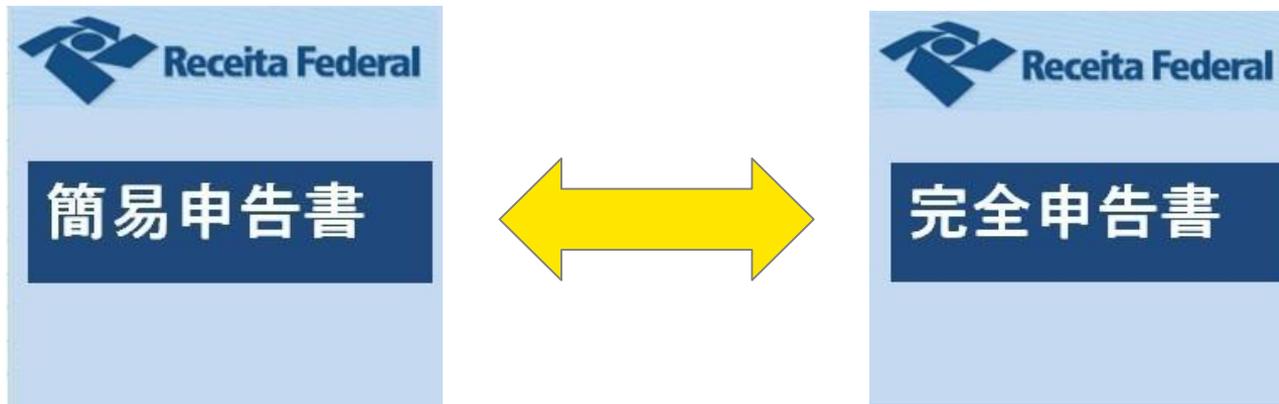
---

- (1) CPF番号お持ちの配偶者で、5年以上生活を共にするパートナー、5年未満でも実子がいる場合。
- (2) 21才までの実子または継子（CPF番号を有することが必要です）。
- (3) 24才までの大学生または技術学校の実子または継子（CPF番号を有することが必要です）。
- (4) 年齢は問わないが月間の就労に耐えない身体障害者である実子または継子（CPF番号を有することが必要です）。
- (5) 21才までで、両親の援助のない兄弟姉妹、孫、曾孫で納税者が法的保護権を取得した場合（CPF番号を有することが必要です）。
- (6) 21才から24才までで、両親の援助のない大学生または技術学校へ通うCPF番号をお持ちの兄弟姉妹、孫、曾孫で該当者が21才になるまでに納税者が法的保護権を取得した場合。
- (7) 年齢は問わないが月間の就労に耐えない身体障害者である兄弟姉妹、孫、曾孫で該当者が法的保護権を取得した場合（CPF番号を有することが必要です）。
- (8) 2021年に所得（課税、非課税含む）が国税庁より定められた上限以下であったCPF番号お持ちの両親、祖父母、曾祖父母。
- (9) 納税者が法的保護権を有し、養子、教育している21才までの恵まれない子供（CPF番号を有することが必要です）。
- (10) 納税者が後見人である弱者（CPF番号を有することが必要です）。

# 確定申告 ー 申告書の種類

---

- 『簡易申告』と『完全申告』どちらを提出？



# 確定申告結果と提出期限

確定申告結果として、追徴税又は還付金が発生します。

- **追徴税**：納税期日は、4月最終営業日まで
- **還付金**：申告者本人名義のブラジル国内口座へ国税庁より申告書がプロセスされましたら、利息込みで振り込まれます。

提出期限は通常、対象年度の翌年4月最終営業日まで。

- 期日が過ぎた場合、金利、罰金が発生。

**2020年度確定申告について、コロナウイルス感染症によって、提出期限は2021年5月末へ延長されました。**

# ブラジル中央銀行資産報告書 – BACEN

毎年一度



**申告内容:** 対象年度の12月31日時点に総額100万米ドル相応の資産・権利を保有している方



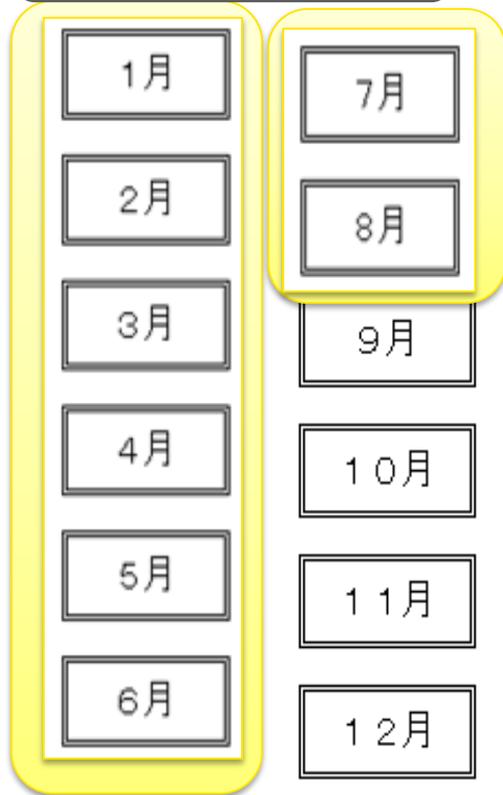
**提出期限:** 対象年度の翌年3月1日から4月5日の最終平日日まで



課税はされませんが、未申告や虚偽の申告の場合にはBRL 250,000.00 迄の罰金が発生

# 出国に伴う手続き

対象期間例: 8月  
10日帰国



## 帰国時

- ブラジルを一年以上離れる場合又は最終的に帰国される場合には、ブラジルで非居住者手続きを行うことが可能。
- 出国の連絡書と出国申告書をブラジル国税庁へ提出。
- 出国申告書の対象期間は出国年度1月1日から出国日（又は取締役解任日）まで。
- 主にご出国日（又は解任日）までの、全世界所得、資産、負債状況を申告

# ブラジルでの申告実務 注意事項

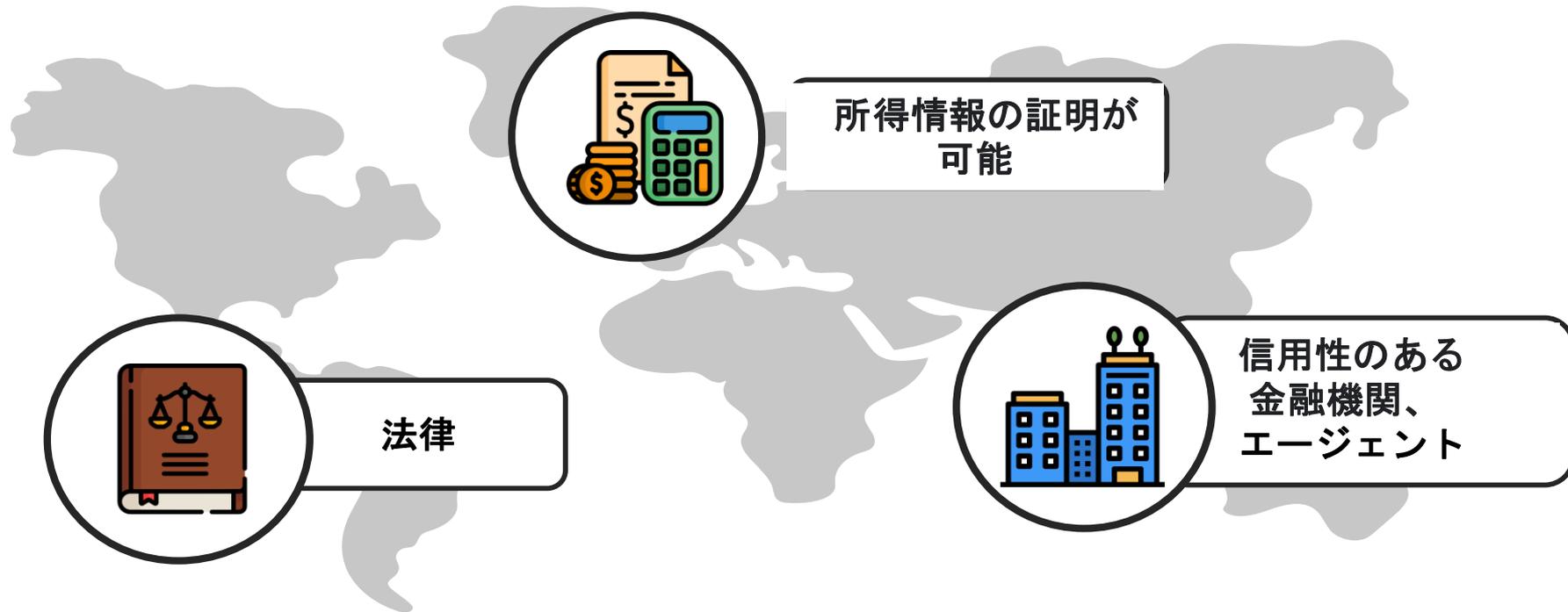
---

- ❖ 証明書類の保管
- ❖ 情報の整合性
- ❖ 贈与・遺産相続



# 海外送金

---



# 各国間の情報交換

---

2014年7月21日、OECD（経済協力開発機構）は「課税における自動的な情報交換に関する基準（[The Standard for Automatic Exchange of Financial Account Information in Tax Matters](#)）」を公表

各国の税務当局が国際間の脱税行為を防止するため  
G20からの要請：

- 当局間の基本的な合意事項が記載されたモデル合意書（Model Competent Authority Agreement）
- 共通報告基準（Common Reporting Standard - CRS）が定められた

➤ 約100カ国がCRSの導入を決定

➤ ブラジルと日本は2018年より

（2018年から税務当局間で情報交換が開始）



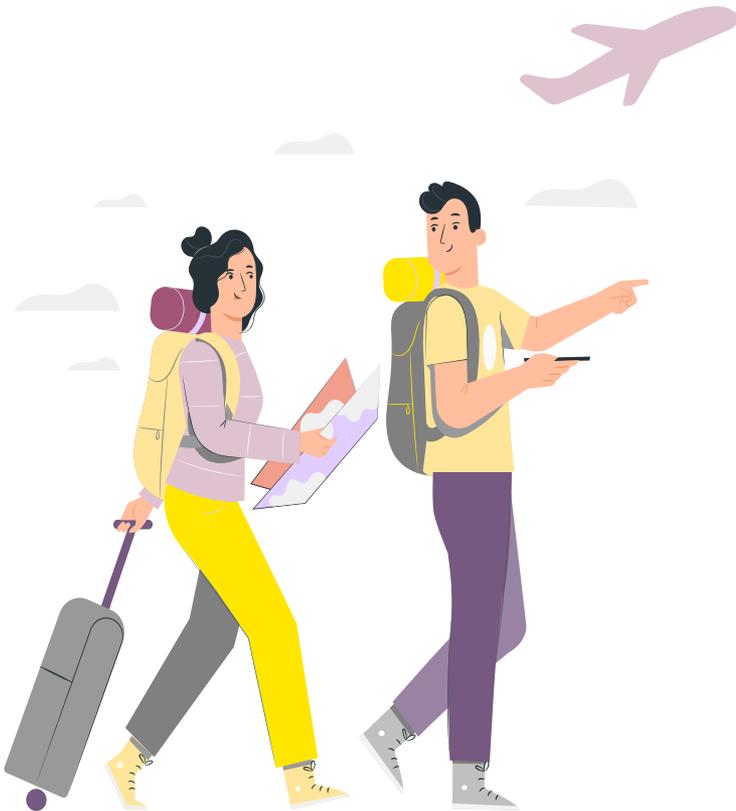
# 社会保障

- ▶ 日本とブラジルは2012年3月から社会保障協定が発効  
社会保障協定により保険料の二重負担を防止



# イミグレーション

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に伴い、ブラジル政府は、2021年1月26日から外国人のブラジルへの陸路、陸上、水運による入国制限を無期限延長



移民の要件が満たされている限り、ブラジル国内の全空港より入国が許可

CRNMを保有する外国人は例外

出国から72時間以内に行ったPCR（RT）検査の陰性証明書、健康状態申告書が必要



# 在宅勤務制度（Home office Regime）

X

## バーチャルアサイメント

### 在宅勤務制度

労働者がブラジル会社に対してリモートで業務を行う



### バーチャルアサイメント

リモートで実行される海外派遣



# EY担当者連絡先

---

- ▶ ご質問ございましたら以下の担当者までご連絡をお願いします。

**Aya Nishiguchi** (日本語可)

Partner

Tel: + 55 11 2573-3374

Email: [aya.nishiguchi@br.ey.com](mailto:aya.nishiguchi@br.ey.com)

**Hakemi Morooka** (日本語可)

Tax Senior Manager

tel: (11) 2573-5458

e-mail: [hakemi.morooka@br.ey.com](mailto:hakemi.morooka@br.ey.com)

**Lilian Teruya** (日本語可)

Manager

Tel: (11) 2573-4822

e-mail: [lilian.teruya@br.ey.com](mailto:lilian.teruya@br.ey.com)